

桑名市学校施設適正管理計画

（個別施設計画）

< 概 要 版 >



令和3年（2021年）3月

桑名市

■ 1. 計画の背景・目的

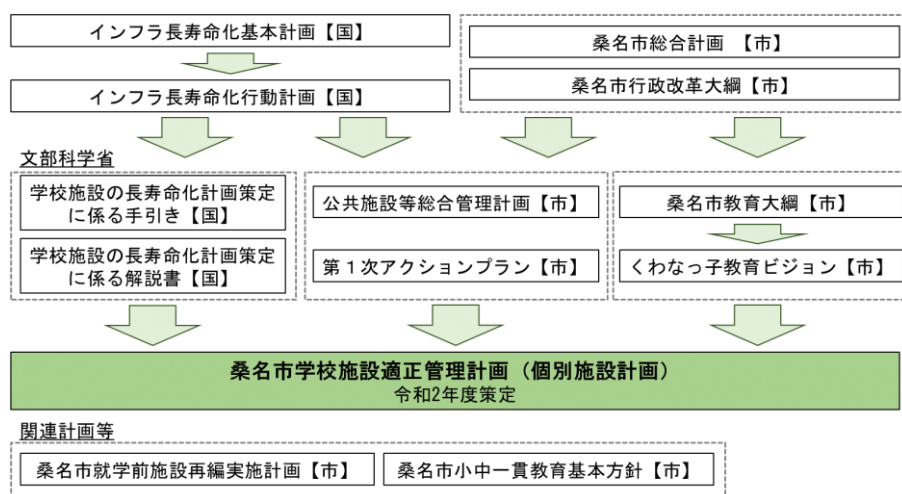
【背景・目的】

全国的に公共施設の老朽化対策は大きな課題となっています。このようななか、国は平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することを求めています。

桑名市（以下、「本市」という。）では、平成 27 年（2015 年）6 月に「桑名市公共施設等総合管理計画」を策定しており、本市が保有する公共施設を対象として維持管理に関する方針を示しました。「桑名市学校施設適正管理計画（個別施設計画）（以下、「本計画」という。）」は、桑名市公共施設等総合管理計画等の上位関連計画に即して策定する、学校施設に関する個別施設計画です。

本計画は、学校施設の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、各学校のあり方を考慮した上で、効率的・効果的な学校別・施設別の事業方法を選定するとともに、長寿命化のための事業計画を定めることで、予防保全的な維持管理、計画的な修繕や改善等を通じてライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図り、併せて中長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図ることを目的として策定するものです。

【位置づけ】



図：計画の位置づけ

【計画期間】

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

なお、5 年毎を目安に見直しを行うものとし、児童生徒数の変化、社会経済情勢、国の補助制度の動向、学校再編の状況により早急な対応が必要な場合には、随時見直すものとします。

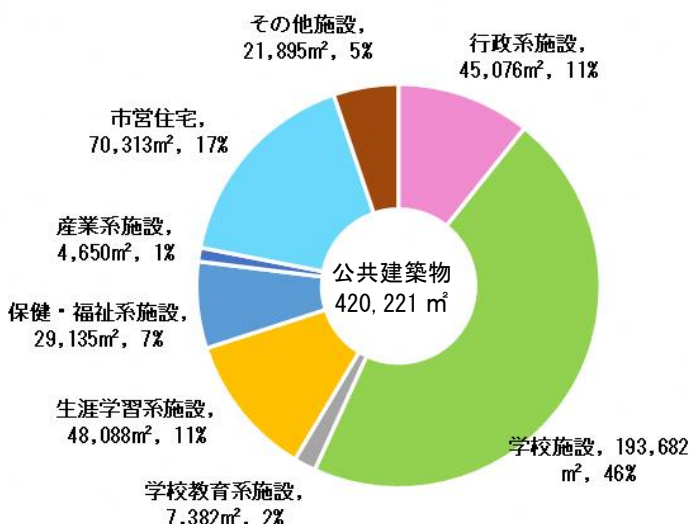
【対象施設】

対象施設は、小学校 27 校、中学校 9 校、幼稚園 11 園、学校給食センター 2 施設、計 49 施設とします。

■ 2. 学校施設の実態

【公共建築物の保有量に対する学校施設の割合】

本市は、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日時点で、219 施設、延床面積で約 42 万 m²の公共施設（建築物）を保有しています。そのなかで、学校施設が全体の約半分の延床面積（約 19.4 万 m²）を保有していることから、学校施設の維持管理・更新コストの縮減や適正な規模・配置等の実現による財政状況の改善が期待されます。

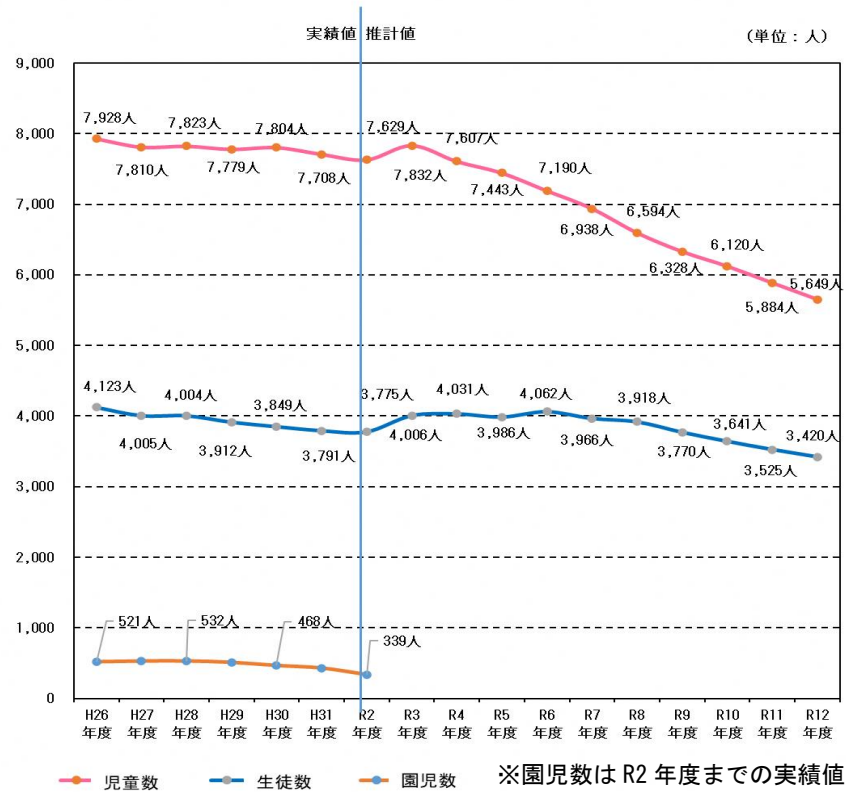


右図：公共建築物の用途別内訳

（延床面積）（令和 2 年 3 月 31 日現在）

【児童・生徒・園児数の推移】

本市の小学校の児童数は減少し続けており、令和 2 年度（2020 年度）では 7,629 人ですが、令和 12 年度（2030 年度）には 5,649 人まで減少すると見込まれています。中学校の生徒数は、平成 26 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで減少し続けています。令和 3 年度（2021 年度）以降は、わずかに増加に転じると予測されているものの、その後は再び減少に転じると予測されており、令和 12 年度（2030 年度）には 3,420 人まで減少する見込みです。幼稚園の園児数は、平成 26 年度（2014 年度）には 521 人ですが、令和 2 年度（2020 年度）には 339 人まで減少しています。

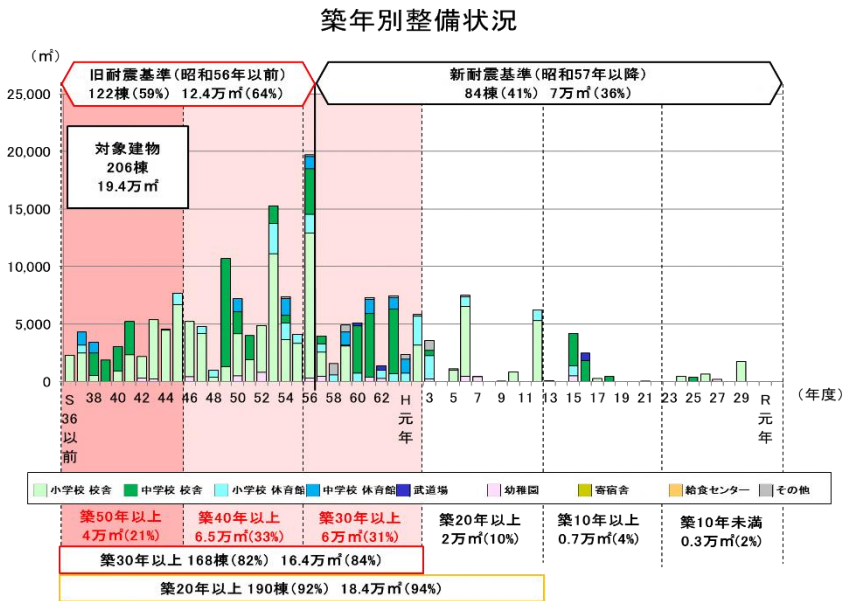


図：児童・生徒・園児数の推移と児童・生徒数の将来推計

■ 3. 学校施設の老朽化状況の実態

【学校施設の保有量】

本計画の対象施設は、206 棟、約 19.4 万㎡（延床面積 200 ㎡未満は除く）です。そのうち、122 棟、約 12.4 万㎡が昭和 56 年（1981 年）以前に建築された学校施設であり、84 棟、約 7 万㎡が昭和 57 年（1982 年）以降に建築された学校施設です。全体の約 84%に当たる約 16.4 万㎡の学校施設が築年数 30 年以上で、そのうち約 21%の約 4 万㎡が築年数 50 年を経過するなど老朽化が進んでいます。



【目指すべき姿】

本市の学校施設の目指すべき姿を以下に示します。

視点	目指すべき姿
1. 安全性	予防保全型の維持管理・修繕等により、安全性が確保された学校施設
2. 快適性	適切な維持管理・修繕等により、快適で安全な環境を提供する学校施設
3. 学習活動への適応性	小中一貫教育の実施及び就学前施設の再編により、良好な学習環境を提供する学校施設
4. 環境への適応性	効率的な維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストを削減することで環境保全に寄与する学校施設
5. 地域の拠点化	3階層マネジメントの適用により、公共建築物（ハコモノ）の総量削減と機能充実の双方に寄与する学校施設

■ 4. 学校施設の維持管理・更新等の基本的な方針

【長寿命化計画の基本方針】

- 【本計画の基本方針】
- 学校施設の改修等を計画的かつ適切に行うことで、すべての建物を躯体の耐用年数の 80 年間使用します。
 - 小学校・中学校については、良好な教育環境の確保を目指して、各地域の実情に照らし合わせながら、小中一貫教育の導入を含めた再編を進める中で、適正な規模・配置の実現に取り組みます。
 - 幼稚園については、再編を進めるとともに、幼保一元化の動向や保育ニーズの多様化を見据えながら、施設の在り方について検討していきます。

【改修等の整備水準】

本市の学校施設の統一的な整備水準について、2 通りの改修方法を設定します。なお、実際の改修等は、本計画で設定した方針及び整備水準例をもとに具体的な検討を行います。

種類	大規模改造	経年劣化による原状回復を図り、機能・性能が低下した部分の引き上げを行う。 例：防水機能の回復、空調設備の更新など
	長寿命化改修	建物の耐久性を高め、機能・性能の向上を行う。 例：躯体の中性化対策、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー機器への変換など

■ 5. 長寿命化の実施計画

【改修等の基本的な方針】

目標使用年数	80 年
予防保全の方針	● 適切な維持管理のため、築 20 年・60 年を目安に大規模改造、築 40 年を目安に長寿命化改修を実施します。 ● 既に築 40 年以上経過している建物は、築 60 年を目安に大規模改造により経年劣化の回復を実施します。 ● 大規模改造及び長寿命化改修の実施時期まで期間がある建物については、当面の間、部位修繕を行い老朽化状況の改善を図ります。
改修等のイメージ ※桑名市独自のルール	【長寿命化型・平準化のイメージ（現在の築年数が 40 年以上の棟）】 建築後 40 年を目安に実施する長寿命化改修は行わず、築 60 年を目安に大規模改造により経年劣化の回復を実施します。 ※部位修繕：劣化状況調査において D 評価および C 評価の建物 (ただし、改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合は除く)

【実施計画の方針】

本市では、当面必要となる設備更新に加えて、現地調査結果において早急に対応する必要があるとされる D 評価と判断された学校施設に関しては、棟毎に部位修繕を行っていきます。ただし、「望ましい学校教育のあり方について 答申」において、早期に対応が必要な中学校区に該当する学校施設については、小中一貫校に向けた統廃合が想定されることから、部位修繕は行わないこととします。

なお、令和 8 年度（2026 年度）以降の改修等は、将来の校区再編の方向性を踏まえて優先的に改修等を行う学校施設を設定する方針とし、本計画の見直しの際に実施計画を更新することとします。

【長寿命化による、維持・更新コストの効果比較】

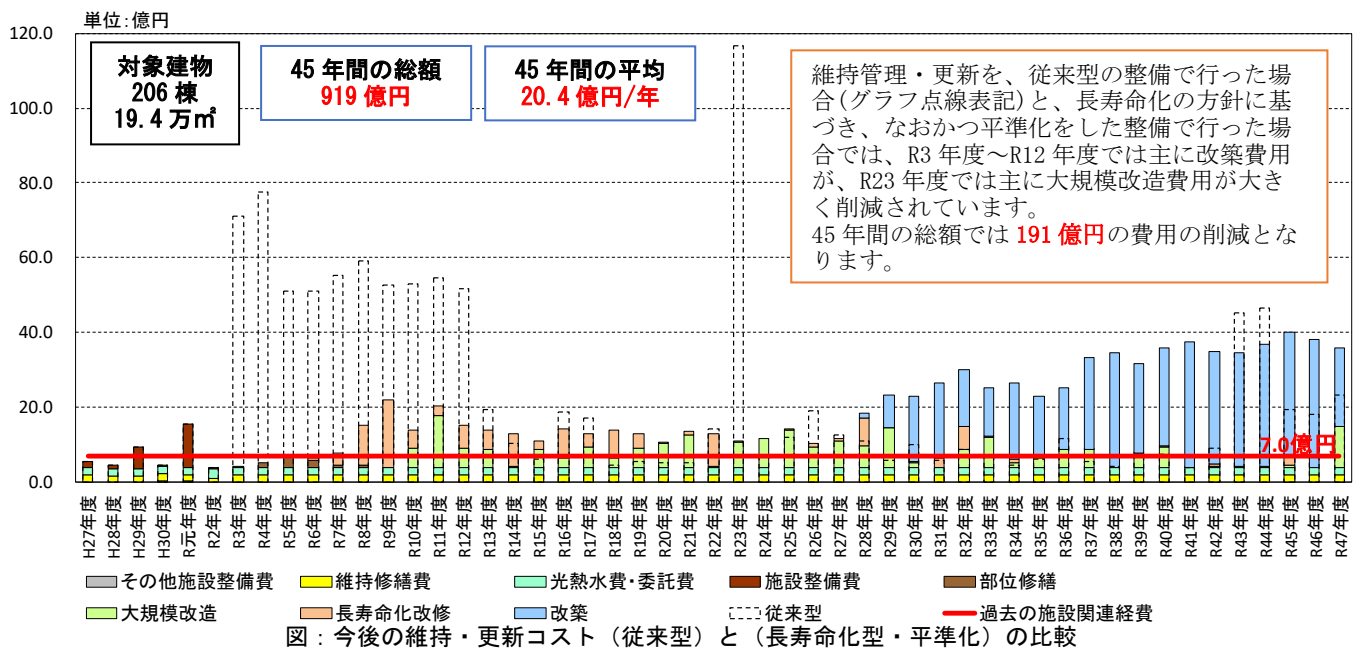
本市の学校施設の維持管理・更新について、従来型の改築を基本とした整備を今後も継続した場合、令和2年度（2020年度）から令和47年度（2065年度）までの45年間で総額1,110億円、年平均24.7億円の維持・更新コストを要すると試算されます。

一方で、長寿命化の方針に基づいて維持管理・更新を行った場合、45年間で総額1,029億円、年平均22.9億円の維持・更新コストを要すると試算され、81億円の費用の削減が見込まれます。

さらに、前頁の改修等の基本的な方針に基づいて維持管理・更新を行った場合には、45年間で総額919億円、年平均20.4億円の維持・更新コストにまで縮減されると試算されます。これは、従来型と比べ、191億円の費用の削減となります。

このように、本市の学校施設の維持管理・更新において、長寿命化に取り組むことで得られるコスト削減の効果は大きいと考えます。

しかしながら、45年間で919億円の維持・更新コストを要するのは、過去の施設関連経費と比較しても非常に多大なコストとなっています。なお、実施計画では当面の間、過去の施設関連経費に合わせた7.0億円/年に合わせて部位修繕を行っていくこととしています。その後、大規模改造や長寿命化改修、改築による多大なコストがかかる見込みとなっています。そのため、再編の検討と合わせて、延床面積の総量の削減による一層のコスト削減が必要となります。



■ 6. 継続的運用方針

【情報基盤・推進体制の整備】

本市では、学校施設の効率的な維持管理・更新の推進と、将来の学校施設のあり方の検討を推進するために、学校施設の点検結果や改修等の状況について、情報の一元化と共有化を図ります。

また、本計画に基づく主要な取り組みを分類し、それぞれの役割を担う者が中心となって各取り組みを推進することで、本計画を継続的に運用していきます。

【フォローアップ】

本計画の進捗状況の確認は、本計画の見直し・改定に合わせて行うことを基本とします。ただし、実施計画に示した改修等の事業を期間内に完了することが難しいと判断した場合は、義務教育諸学校等施設の整備事業に対する国庫補助（文部科学省）に係る施設整備計画の見直しをもって対応することとします。